改正前	改正後
（趣旨） 第１条　この特則約款は、藤枝市建設工事請負契約約款（平成５年藤枝市告示第26号）第１条第１項に規定する設計書及び図面の一部又は全部をシー・ディー・アールにより調製する当該設計書及び図面の内容が電磁的に記録されたファイルに替える措置（第３条において「電磁的措置」という。）を講ずる場合に適用する。	（趣旨） 第１条　この特則約款は、藤枝市建設工事請負契約約款（平成５年藤枝市告示第26号）第１条第１項に規定する設計書及び図面の一部又は全部を電磁的記録に替える措置（電子契約サービスその他の電磁的方法による措置を含む。第３条において「電磁的措置」という。）を講ずる場合に適用する。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。